

## 仕 様 別 紙

件 名	東部会館受変電設備修繕	
	1.	修繕場所 東部会館（日野市石田1-11-1）
	2.	修繕期間 契約締結日の翌日から令和8年7月31日までとする。
	3.	修繕概要 当該施設の受変電設備は、経年劣化により停電事故が発生する可能性が高く、近隣への波及事故の危険もあるため、これを交換修繕するものです。
	4.	修繕内容 【受変電設備】 ①高圧負荷開閉器（電流引出） 参考型番：VCB VF-13NH 1台 ②計器用変圧器VT 参考型番：EP-OFH 2台 ③計器用変圧CT 参考型番：BN-0 2台 ④過電流繼電器（電流引出） 規格：OCR 1台 ⑤電圧計 規格：6000/110V 1個 ⑥電流計 規格：50/5A 1個 ⑦電力計 規格：6000/110v50/5A 1個 ⑧力率計 規格：110V5A 1個 ⑨電力計切替器 参考 SEIKO ELECTRIC 型番：BHN-A 1個 ⑩電圧計切替器 参考 SEIKO ELECTRIC 型番：BHN-V 1個 【受電設備】 ①高圧負荷開閉器（UGS） 規格：7.2kV300A 1台 ②高圧ケーブル取り外し・接続工 1式 【その他】 ①防災無線用仮設電源設置工 1式 ②耐圧リレー試験 1式 ③試験・調整工 1式 ※発生材運搬・処分及び必要な手続き等その他諸経費を含む。
概要	5.	提出書類 (1)修繕着手届（契約後10日以内に提出のこと） 1部 (2)使用材料承認図等 1部 (3)修繕写真（修繕前、中、後） 1部 (4)修繕完了届（修繕完了後速やかに提出のこと） 1部 (5)発生材処分関係書類 1部 (6)試験等結果報告書類 1部 (7)その他、市担当者の指示するもの
	6.	注意事項 (1)請負者は、契約後直ちに修繕内容、修繕日などについて市担当者と打ち合せを行うこと。 ※修繕は東部会館休館日の月曜日に実施すること。 (2)業務の実施にあたっては、安全確保を最優先とすること。 特に高所作業の際は転落防止に充分留意すること。 (3)修繕による発生材は、請負者において適切に処分すること。
	7.	支払条件 完了後一括払い (完了検査後又は是正完了後、受注者の請求に基づき請求の日から30日以内に支払う。)

## 仕 様 別 紙

件 名	東部会館受変電設備修繕
概 要	<p>8. 情報セキュリティポリシーの遵守</p> <p>(1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。</p> <p>(2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。 なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。</p> <p>(3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盜難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。</p> <p>9. 環境負荷低減の取組みについて</p> <p>(1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。 一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。 このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。</p> <p>①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言</p> <p>(2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。 ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。</p> <p>10. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務</p> <p>本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。 また、従事者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて十分に留意の上、適切な対応を行うこと。</p> <p>(2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。 なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>11. 内部通報制度</p> <p>(1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。 本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。</p> <p>(2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。 なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>12. 環境により負荷の小さい自動車利用</p> <p>本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守</p>
件 名	東部会館受変電設備修繕
概 要	<p>8. 情報セキュリティポリシーの遵守</p> <p>(1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。</p> <p>(2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。 なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。</p> <p>(3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盜難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。</p> <p>9. 環境負荷低減の取組みについて</p> <p>(1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。 一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。 このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。</p> <p>①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言</p> <p>(2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。 ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。</p> <p>10. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務</p> <p>本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。 また、従事者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて十分に留意の上、適切な対応を行うこと。</p> <p>(2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。 なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>11. 内部通報制度</p> <p>(1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。 本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。</p> <p>(2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。 なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>12. 環境により負荷の小さい自動車利用</p> <p>本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守</p>

## 仕 様 別 紙

件 名	東部会館受変電設備修繕
概 要	<p>すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。</li><li>・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。</li></ul> <p>なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。</p> <p>13. その他 この仕様書に定めのない事項については日野市・受注者が協議のうえ決定するものとする。</p>